

一般財団法人西宮市職員自治振興会事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般財団法人西宮市職員自治振興会(以下「職員自治振興会」という。)に対する、地方自治法(昭和22年法律第67号)第232条の2に規定する補助及び西宮市職員の福利厚生に関する条例(昭和58年西宮市条例第2号)第4条に規定する補助金の交付について、必要な事項を定める。

(補助金の名称)

第2条 補助金の名称は、職員自治振興会事業補助金とする。

(補助金の交付目的)

第3条 補助金は、職員自治振興会事業の安定的な運営と充実に図り、もって西宮市行政の推進と地方自治の振興、さらに西宮市職員の福利の増進に寄与することを目的とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、職員自治振興会が行う西宮市職員会館及び東館に係る会館運営事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、会館運営事業にかかる通信運搬費支出、消耗品費支出、消耗什器備品費支出、修繕費支出、光熱水費支出、賃借料支出、保険料支出、委託費支出及び雑支出とする。

(補助金の交付)

第6条 補助金の交付は、この要綱に規定する補助対象事業及び補助対象経費について、予算の範囲内において交付する。

(補助金の交付時期及び方法)

第7条 補助金の交付時期は、四半期毎の概算払とする。

付 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、3年以内ごとに見直しを行うものとする。

付 則

この要綱は、平成17年7月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成26年5月1日から適用する。